

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第4号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

※ 4月～10月の相談件数は4,929件で、前年同時期(4,883件)と比べ横ばい！

※ 依然として被害が多い不当請求・架空請求！

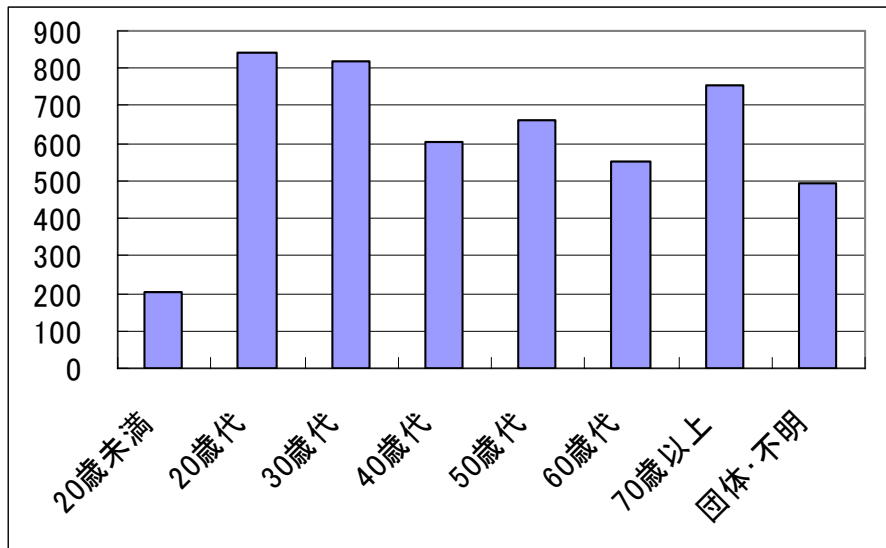
相談ベスト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,551	31.5%	はがきによる架空請求，アダルト情報サービス
賃貸住宅	320	6.5%	敷金返還トラブル
食器・台所用品	145	2.9%	浄水器
家屋修繕工事	126	2.6%	屋根，床下工事，設備工事
教室・講座	111	2.3%	英会話教室
書籍・印刷物	105	2.1%	同窓会名簿，紳士録
電報・電話	105	2.1%	通話料，パケット通信料
理美容	104	2.1%	エステサービス
文具・事務用品	99	2.0%	電話機類，パソコン機器類
その他	2,263	45.9%	
合計	4,929	100.0%	

年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	205	840	820	605	663	549	753	494	4,929
構成比	4.2%	17.0%	16.6%	12.3%	13.5%	11.1%	15.3%	10.0%	100%



※ 点検商法にご注意を！

「無料(格安)で点検する」という名目で訪問し、「水道水が汚れている」「このまま水道水を飲み続けたら健康に悪い」と言って不安に陥れ、浄水器等を購入させたりする点検商法に関する相談が寄せられています。

点検商法には他にリフォーム工事や布団に関する苦情も寄せられており、十分ご注意ください。

- ⇒ 訪問販売で契約した場合、契約書を受け取って8日以内ならクーリング・オフすることができます。
- ⇒ 特定商取引法では、訪問時に販売が目的であることを明らかにすることが、訪問販売業者に義務づけられています。
- ⇒ 訪問販売業者が事実と異なることを告げたり、重要な事実を故意に告げないことも禁止されており、これらの禁止行為があった場合にも、消費者は契約を取り消すことができるようになります。

参 考

国民生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/>

2 製品事故に関する情報

※ 石油ファンヒーターに関する注意喚起について（新着）

株式会社トヨトミ製の石油ファンヒーターについて、一酸化炭素中毒による死亡事故が発生したことから、新たな拡大被害を防止するため注意喚起を行なっています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20061218005/toyotomi-set.pdf>)

※ 石油直圧式給湯機のリコールに関する注意喚起について（新着）

(株)ノーリツ、東陶機器(株)、長州産業(株)が製造した石油直圧式給湯機について、発火・焼損事故が発生したことから、リコールに関する注意喚起を行なっています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20061204001/sekiyu-recall-p.r.pdf>)

※ ガス衣類乾燥機のリコール(再社告)に関する注意喚起について（新着）

株式会社ツナシマ商事が輸入、販売した米国ホワイトウェスティングハウス社製のガス衣類乾燥機（都市ガス用）のリコール未改修品の焼損事故に関する注意喚起を行なっています。

⇒詳しくは経済産業省ホームページへ

(<http://www.meti.go.jp/press/20061204004/gasirui-p.r.pdf>)

※ リモコン付き電気ストーブの誤作動に関する注意喚起について（新着）

リモコン付き電気ストーブのヒーターが点灯する等の誤作動を起こすものがあることが確認されたため、火災等の事故の未然防止の観点から注意喚起を行なっています。

⇒詳しくは独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページへ

(<http://www.jiko.nite.go.jp/news/news72.html>)

3 トピックス

※ 架空請求にご注意ください

買ってもいない商品の代金を請求されたり、身に覚えのない借金の取り立てをされたりする架空請求に関する相談が多く寄せられています。

民事訴訟裁判強制執行最終通達書

管理コード ○○○○○○○

この度、御通知いたしましたのは、貴殿に対する民事訴訟裁判起訴事実についてです。貴殿はご契約会社及び、回収業者から起訴されましたので当局までご連絡ください。
こちら「総合消費者民法特例法」上、財政局認可通達書となっておりますので連絡なきお客様につきましては、やむを得ず裁判所からの書類通達書、指定裁判所へ出廷となります。また裁判後の処置と致しましては、給料の差し押さえ及び、動産物、不動産物の差し押さえを強制執行させていただきます。また当局と執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を1通郵送させていただきますので承諾の上ご返送ください。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、請求額、支払方法は当局職員までご連絡ください。以上を持ちまして最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ期日 平成19年1月○○日

財団法人 日本財政局総務管理部
〒○○○-○○○○

東京都××区×××1-2-3
(代表)03-△△△△-△△△△

電話受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)

日本財政局総務管理部、中央管理事務局などと、公的機関に似た名称を使用し、強制執行するなど不安をあおるものが多数を占めています。

これは、請求を受けた方が、勘違いや関わりたくないという思いから請求に応じて支払うことを狙った手口です。

身に覚えのない請求ハガキや手紙が送りつけられても、代金を支払う必要はありません。覚えのない代金引換郵便も受取りを拒否できるので受け取らないでください。また、不用意に請求先に連絡をとらないようにしてください。

※ 税金還付を装った振り込め詐欺にご注意ください

国税局の職員を名乗る者に電話で「税金を還付する」と銀行に誘い出され、電話の指示のまま現金自動預け払い機(ATM)を操作させて振り込みを行なわせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

国税庁によると、税務署や国税局では、

- ① 還付金受取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- ② 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

ので、このような手口には十分ご注意ください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市市民生活センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

(<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan>) をご覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ:

257-9002 午前10時から午後4時

